

一 般 仕 様 書

1 . 総 則

共通仕様書の適用範囲

特記以外は、この仕様書による。

疑義に対する協議

設計図書に明記のない場合、または疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

また、現場の納まり、取り合いなどの関係で設計図書によることが困難または、不都合な場合は、監督員と協議すること。

発生材の処理

(1) 発生材のうち、特記により引き渡しを要するものは指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督員に引き渡すこと。

(2) 引き渡しを要しないものは、すべて工事現場外に搬出し関係法令などに従い適切に処理すること。

2 . 工場現場管理

工事現場の安全衛生管理

工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり関係法令等に従って、これを行うこと。

工事現場においては常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど、事故の防止に努めること。

養生

在来部分、施工済み部分、未使用機材などで、汚染または損傷のおそれのあるものは適切な方法で養生すること。

後片付け

工事現場の完了に際しては、当該工事の関連する部分の後片付けおよび清掃を行うこと。

3 . 施 工

施工は設計図書に示された設備及び関連設備が、その機能を完全に発揮するよう誠実に行うこと。

一部施工の確認及び報告

施工の一工程を完了した時は、その施工が設計図書に定められた条件に適合することを確認すること。

4 . 記 録

監督員が指示した事項または監督員と協議した事項については記録し、監督員に提出すること。ただし、軽易な事項については省略することができる。

特記仕様書

1 工期 契約日から令和3年12月10日まで

2 注意事項

- (1) 施工にあたっては、各機器、各種規制および関係法令に従うこと。また、労働災害防止に努める。
- (2) 溶接又は塗装作業を行う際は換気をよくし、中毒の防止、感電、爆発及び火災等の事故防止に努める。また、必要に応じ掲示板、垂れ幕等により周知を徹底する。
- (3) 機器整備据付工事等において、作業足場が必要と認められる場合は、労働安全衛生法に基づく鋼管又は木材等による構造上、丈夫な作業足場を設置する。
- (4) 設備等に損害を与えないように必要な措置を講ずること。なお、既存の設備等に損害を与えた場合は、請負者の責任で修復する。
- (5) 施工中、物体が落下又は飛来して作業に危険を及ぼす恐れのある場合、他の建物機器等に損傷を与える恐れのある場合若しくは粉塵対策を行う場合は、作業者に保護具を着用させ、防止網又はシートの設置等、危険防止及び建物機器の損傷防止のための養生措置を行う。
- (6) 施工の際は、他の箇所に損傷を与えないように注意するとともに、状況に応じて適切な分解工具を使用し、他の箇所に衝撃を与えないようにする。摩耗した部品は取替を実施し、順序良く組み立て、整備した機器は、当初の性能を十分発揮できるようにする。取り替えた部品等については、整理し、監督員の確認を受けた後、処分する。
- (7) 作業開始前には必ず電源が切れていることを確認し、作業禁止札の貼付等の十分な安全対策を講じる。
- (8) 整備する機器の部品の材質及び精度は在来品と同等又は同等以上のものとする。
- (9) 施工後は、必ず負荷機器と連結させて試運転し、異常がないことを確認の上、監督員の承諾を得る。
- (10) プラザ運営業務等に支障をきたさぬよう、作業効率を考え、工期内に必ず完了する。